

ポイント

国際組織や各国レベルで銀行の規制は強化。「影の銀行」への規制監督は全体に遅れ気味。財政政策や金融政策を含む取り組みが重要

翁百合 日本総合研究所理事

リーマン・ショックから5年がたつ。2000年代前半までは、金融の技術革新と規制緩和は金融業に付加価値の増大と高収益をもたらした。経済成長を支援するものと考えられてきた。しかし、リーマン・ショックが世界の金融市場を揺るがし、世界経済へ甚大な打撃を与えたことを契機に、規制緩和の流れは大きく変化した。

この5年間、金融安定理事会(FSB)やバーゼル銀行監督委員会などの国際組織が

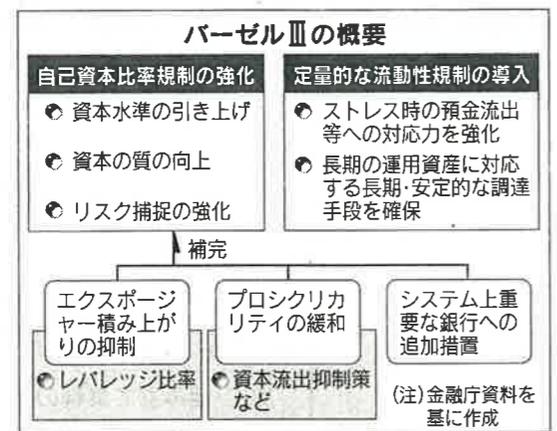


るいは各国レベルで、金融業と金融取引に対する規制や監督の強化が精力的に検討されてきた。

リーマン・ショックから5年① 金融規制の整備、道半ば

まず、銀行業に対する規制強化の動きをみてみよう。第一に、健全性規制の主軸である自己資本比率規制が不十分であったとの反省に立ち、銀行の健全性を高めるために、自己資本の質と量を向上させ、新たに流動性の備えを厚くすべきという視点から、国際的な規制強化が決定している(バーゼルⅢ、図)。

本の上乗せを求めることになった。さらに、大型銀行であっても公的資金を使わずに破綻処理できる環境とすることが国際的に共通の課題となり、より大きな負担を債権者に求めるペイルイン制度なども整備されようとしている。



バーゼルⅢの概要
自己資本比率規制の強化
● 資本水準の引き上げ
● 資本の質の向上
● リスク捕捉の強化
定量的な流動性規制の導入
● ストレス時の預金流出等への対応力を強化
● 長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保

リーマン・ショック以降、大胆な金融緩和が行われる中で、日本も含めた先進国の公的債務問題は深刻化しており、国際金融市場にとっては、金利の上昇が大きなリスク要因となっている。金融市場の安定化のためには、規制監督政策を改善することと同時に、各国政府の財政健全化や中央銀行による適切な金融政策運営などマクロ経済政策も含めた総合的な取り組みが重要な鍵となっている。



事会(FRB)議長が提案した「ボルカー・ルール」が代表的なものであるが、欧州連合(EU)や英国でも独自の規制が議論されている。

銀行以外にも、リーマン・ショックの原因となった、銀行同様の金融仲介機能をもつシャドーバンク(影の銀行)といわれる金融仲介ルートも含め、金融市場全体の安定を確保するための規制・監督体制の整備も進んでいる。

「市場全体」監督は前進

政策の整合性が課題に

第一に、監督体制については、米国や欧州では、銀行中心に偏っていた監督を是正し、システム上重要なノンバンクを監督するための体制を整備し、さらに金融市場全体を監督する組織を新設して、モニタリング(監視)や勧告などの活動を始めている。実効的な監督の実現に向けた課題は多いものの、監督態勢は

認識された。金融システム上重要な金融機関は、金融機能を維持しながら、スムーズに破綻処理できる環境整備が必要との考え方に立ち、改革が進められている。わが国でも証券会社や保険会社なども対象とした環境整備のための法律が6月に成立した。

他マクロ経済政策とどのよう整合性を取るのかという点が課題として浮き彫りになっている。様々な規制の相互作用が十分検討されておらず、かえって国際金融市場の安定を損なう局面があるのではないかという懸念もある。

リーマン・ショック以降、大胆な金融緩和が行われる中で、日本も含めた先進国の公的債務問題は深刻化しており、国際金融市場にとっては、金利の上昇が大きなリスク要因となっている。金融市場の安定化のためには、規制監督政策を改善することと同時に、各国政府の財政健全化や中央銀行による適切な金融政策運営などマクロ経済政策も含めた総合的な取り組みが重要な鍵となっている。

進化しつつある。

押すべきだところか。

第二に、市場全体の頑健性向上への取り組みである。リーマン・ショック時に問題となった、レポ取引(証券を担保とする短期の資金貸借)において担保の証券価格の下落が流動性危機に結びついた現象を是正するための措置はその一つである。またデリバティブ(金融派生商品)の相対取引において取引相手の破綻リスク(カウンターパーティリスク)を回避するため清算機関の利用を義務付けるなどの対応もある。これらは国際的に検討が進んでいるが、実効性ある措置の実現にはまだ時間がかかりそうである。

リーマン・ショックが世界経済にもたらした甚大な被害を考えれば、特に米国型金融市場が持っていた問題点を真摯にとらえて反省し、これを是正する揺り戻しの動きは当然といえる。投資銀行の過度のリスクテイクや、もともと債権の内容がわからなくなるとの再証券化商品乱造などの動きは、金融機関の節度の欠落と規制、監督体制の不備があったと言わざるを得ない。欧米諸国で個々の金融機関の規制、監督の不備を改め、市場全体を監督する、いわゆるマクロプルーデンスの視点の必要性が監督当局や中央銀行に認識されたことは、重要な前進といえるだろう。

また、担保取引などを規制上優遇し、銀行の破綻時には無担保債権者に対するペイルインを実施し損失を求めようとしているが、欧州ではこのことがかえって、預金者や市場の不安を高める弊害を生んでいる。国際的な規制と、国レベルの規制との相互作用も十分検討されていない。たとえば、米国、EU、英国とそれ異なる銀行業務範囲規制が導入されれば、国際的に展開する銀行の経営コストを大きくする懸念が国際通貨基金(IMF)などから指摘されている。これらの点は今後さらなる検討が必要となる。

第三は、銀行以外のプレーヤーに対する破綻処理体制の整備や監督の強化である。リーマン・ブラザーズの破綻により、巨大金融機関の破綻は、銀行以外であっても甚大な社会的コストを発生することが

しかし、現在導入されようとしている金融業と金融取引に対する規制強化の流れは、

特に懸念されるのは、シャドーバンクへの規制監督の検討が銀行に比べて全体として遅れており、規制回避的な動きが金融市場全体の安定を損なう可能性がある点である。今後、FRBが非伝統的金融緩和策を収束させる過程で、中国の「理財商品」などが国際金融市場における懸念材料と指摘されているが、まさにシャドーバンクの監督が不十分なことが背景にある。このように、マクロプルーデンスの視点の重要性は各国監督当局には認識されたが、グローバルな規制体系のグランドデザインは5年たっても未完の状況といわざるを得ない。

おきな・ゆり 慶大大学院修士課程修了、京大博士(経済学)。専門は金融論